

農福連携、農村RMOについて

農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課
令和4年8月30日(火)

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

農福連携をめぐる情勢

中国四国農政局農村振興部農村計画課

農福連携の取組方針と目指す方向

4

- 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。
- 農林水産省では、厚生労働省、法務省、文部科学省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者と同程度の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※再生利用可能な荒廃農地は全国で約9万ha

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約965万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約100万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



労働力の確保



新たな就労の場の確保

目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



様々な形で取組が広がる農福連携

- 農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、近年、様々な形で取組が見られている。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株) (静岡県)

- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員99名中、障害者は24名 (R2.10)。
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- 障害者雇用数に比例し売上増加 (6倍に拡大 (H9→R2))。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ (北海道)

- 地域における障害者活躍の場として設立。平成25年度から障害者約20名が、野菜生産や一次加工を実施。
- 利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準 (H29)。



野菜の加工処理



地域食材をレストランで提供

J Aが核となるマッチング J A松本ハイランド (長野県)

- 障害者就労施設による農作業請負のマッチングを、J Aが核となって実施。
- 農家32戸が受け入れ、障害者就労施設11事業所の延べ1,161人が375回の農作業に従事 (R元年度)。



作業内容の説明

企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド(株) (大阪府)

- コクヨ(株)が子会社で障害者7名を雇用し、葉菜類を栽培。
- 特性を的確に見極めることで播種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設からも年間延べ約6千人の障害者を受け入れ。



サラダほうれん草を栽培

農福連携を契機とした農業経営の発展

- 農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業が必要 (加工等を含む)。障害者が取り組みやすいよう工夫することで、働き手としての可能性が拡大。
- 自らの経営の中で、生産工程や作業体系等の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につながっている事例もある。

障害者視点で農作業の体制を整備 (農業経営体における障害者雇用事例) 京丸園株式会社 (静岡県浜松市)



- 一連の作業工程を細分化し、それぞれの作業を標準化
- 誰もが作業を担えるような器具を開発
- 作業指示が伝わりやすいよう明確化したり、作業を難易度別に区分

<生産工程の効率化を図り、コスト意識を持ちながら生産を拡大>

障害者雇用数に比例し売上が6倍に

障害者ごとの強みをいかした作業チームの編成 (障害者就労施設の農業参入事例) NPO法人サトニクス (北海道月形町)



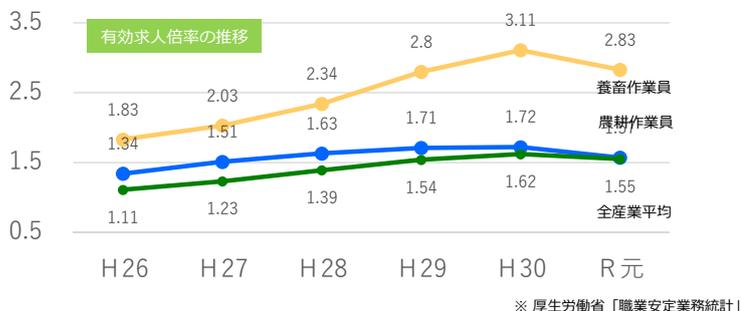
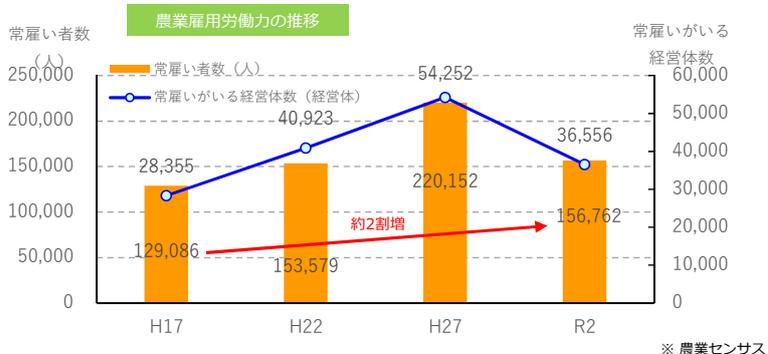
- 障害者それぞれ「収穫適期の判断ができる」、「体力がある」、「コミュニケーションが得意」等の特徴
- 各人の強みを相互にいかせるチームを編成し、連携して作業
- 作業効率が向上し、障害者だけの作業も可能に

<障害者のそれぞれの強みが発揮されるよう作業を効率化>

適材適所の配置等により売上が4割増加

- 農福連携（農業と福祉の連携）は、障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
- 農福連携の取組は、障害者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

農業現場で高まる雇用労働力ニーズ



実際に農福連携に取り組んだ効果を実感

農業経営体への効果

- 農福連携に取り組む農業経営体の、
- **76%**が「障害者を受け入れて**貴重な人材**となった」と認識 (n=109)
 - **57%**が「労働力確保で**営業等の時間が増加**」と認識
 - **78%**が5年前と比較して**年間売上額が増加** (n=120)

障害者にとっての影響

- 農福連携に取り組む障害者就労施設の、
- **79%**が「**利用者が体力がついて長い時間働けるようになった**」、**62%**が「**利用者の表情が明るくなった**」と回答 (n=573,606)
 - **74%**が過去5年間の**賃金・工賃が増加** (n=696)
- ※ 農林水産省調査（平成31年3月）による

農福連携等推進会議

○ 農福連携等について全国的な機運醸成を図り強力に推進していくため、2019年4月に官房長官を議長とする省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置。同年6月に開催された第2回会議において今後の推進の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」を決定。

構成員		有識者	
議長	内閣官房長官	且田 久美	株式会社九神ファームめむろ 取締役
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣	小池 邦子	社会福祉法人花工房福祉会 理事長
構成員	内閣官房副長官 (衆) 内閣官房副長官 (参) 内閣官房副長官 (事務) 内閣官房副長官補 (内政担当) 内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付) 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省大臣官房総括審議官 農林水産省農村振興局長	佐藤 康博	日本経済団体連合会 農業活性化委員長
		城島 茂	TOKIO
		新免 修	山城就労支援事業所「さんさん山城」施設長
		鈴木 厚志/緑	京丸園株式会社 代表取締役/総務取締役
		鈴木 英敬	農福連携全国都道府県ネットワーク 会長
		中村 邦子	社会福祉法人白鳩会 常務理事
		中家 徹	全国農業協同組合中央会 会長
		皆川 芳嗣	一般社団法人日本農福連携協会 会長
		村木 厚子	津田塾大学 客員教授

(五十音順)

※ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」のフォローアップ及び今後の見直し等に向け、福祉分野等との連携における農山漁村の再生に向けた取組の推進について、実効ある方策を検討するため、本会議を開催。

※ 会議の庶務は、内閣官房及び厚生労働省の協力を得て、農林水産省において処理。

農福連携等推進ビジョン（概要）

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出*

1 認知度の向上

- 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- 農福連携マルチなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ワンストップで相談できる窓口体制の整備
- スタートアップマニュアルの作成
- 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノウフク」の仕組みの構築
- 特別支援学校における農業実習の充実
- 農業分野における公的職業訓練の推進

* 令和6（2024）年度までの目標

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- コーディネーターの育成・普及
- ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進
- 障害者就労施設等への経営指導
- 農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

III 農福連携の広がりへの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がり推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労の付随事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

農福連携等推進ビジョンに基づく各種取組の推進

現状・課題

「知られていない」

- これまでに関心のある福祉関係者等を主なターゲットとしたセミナー等が中心で、国民全体への理解促進に向けた取組が十分行われてきていない。

「踏み出しにくい」

- 農業現場において障害特性を踏まえた助言等を行うことができる人材が不足している。
- 農業現場において障害者等を受け入れるためには、働きやすい環境を整備するとともに、農福連携の取組を通じ、その経営が経済活動として発展していくことが重要。

「広がっていない」

- 農福連携を全国的に広く展開させるために、国・地方公共団体、関係団体等ほとんどもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として推進していくことが重要。

認知度の向上

取組の促進

取組の輪の拡大

対応

戦略的プロモーションの展開

- ノウフクJASを始めとするノウフク商品の消費者向けキャンペーンやメディアを活用した戦略的プロモーションの実施



ノウフクJAS認証第1号

農福連携を支援する専門的な人材の育成

- 農業分野における障害者の職場定着を支援する専門人材である「農福連携技術支援者」（いわゆる農業版ジョブコーチ）の研修制度を構築



人材育成研修（三重県の例）

農福連携に取り組む環境整備・経営発展の支援

- 農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、障害者を受け入れる際に必要となる休憩所や手すり等の安全施設、障害者等の雇用就労を目的とした農業用ハウスや加工施設等の整備を支援



農業生産施設 水耕栽培ハウス

休憩所、トイレの整備

国民的運動を展開する基盤の形成

- 国民的運動として農福連携を進めるための機運を高める仕掛けとして、各界の関係者が参加するコンソーシアムを設置。今後、「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開等を実施。



<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得、多世代・多属性が交流・参加するユニバーサル農園の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出 (3,000件 [令和6年度まで])

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額(上限150万円等)】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

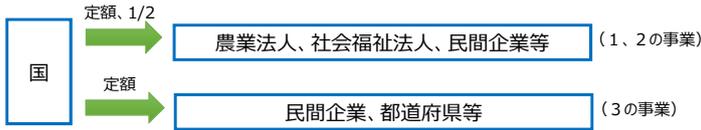
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2 (上限1,000万円、2,500万円等)】

3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額(上限500万円等)】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農福連携支援事業
 2. 農福連携整備事業
 3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

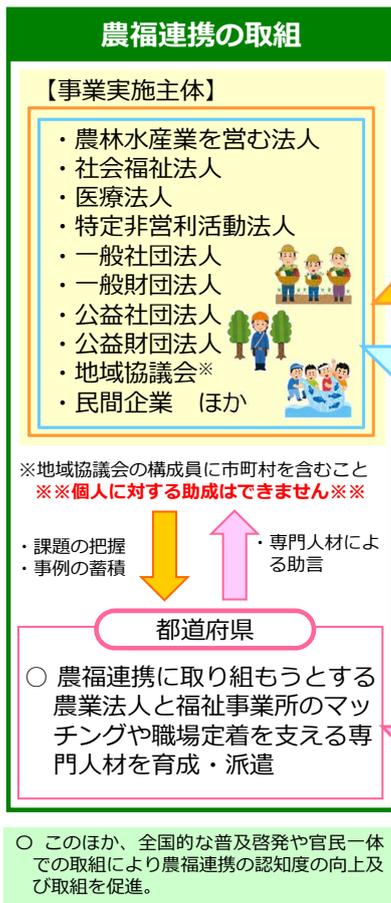
(関連事業) 優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

農山漁村振興交付金 (農福連携対策)

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援



<ソフト対策>

技術習得や分業体制の構築

<p>農福連携支援事業</p> <p>作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園※1の導入に必要な経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等 ○ 職業訓練の体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等 ○ 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成 <p>(注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外</p>	<p>事業実施期間：2年間 (+自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：150万円/年 300万円/年※2 (マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算)</p>
--	---

※1 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園
 ※2 農福連携整備事業 (ハード対策) の「経営支援型」を実施する場合。

<ハード対策>

農林水産物生産施設等の整備

<p>農福連携整備事業</p> <p>障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいがづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設 (農園、園路の整備を含む)、農林水産物加工販売施設※3、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備</p>	<p>事業実施期間：2年以内 交付率等：1/2 上限：下記のとおり※4</p>
--	---

※3 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。
 ※4 簡易整備型 (200万円)、介護・機能維持型 (400万円)、高度経営型 (1,000万円)、経営支援型 (2,500万円)

【農福連携支援事業及び農福連携整備事業の主な要件】

農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者 (就労に向けた支援計画策定者)、高齢者 (要介護認定者) を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。

<ソフト対策>

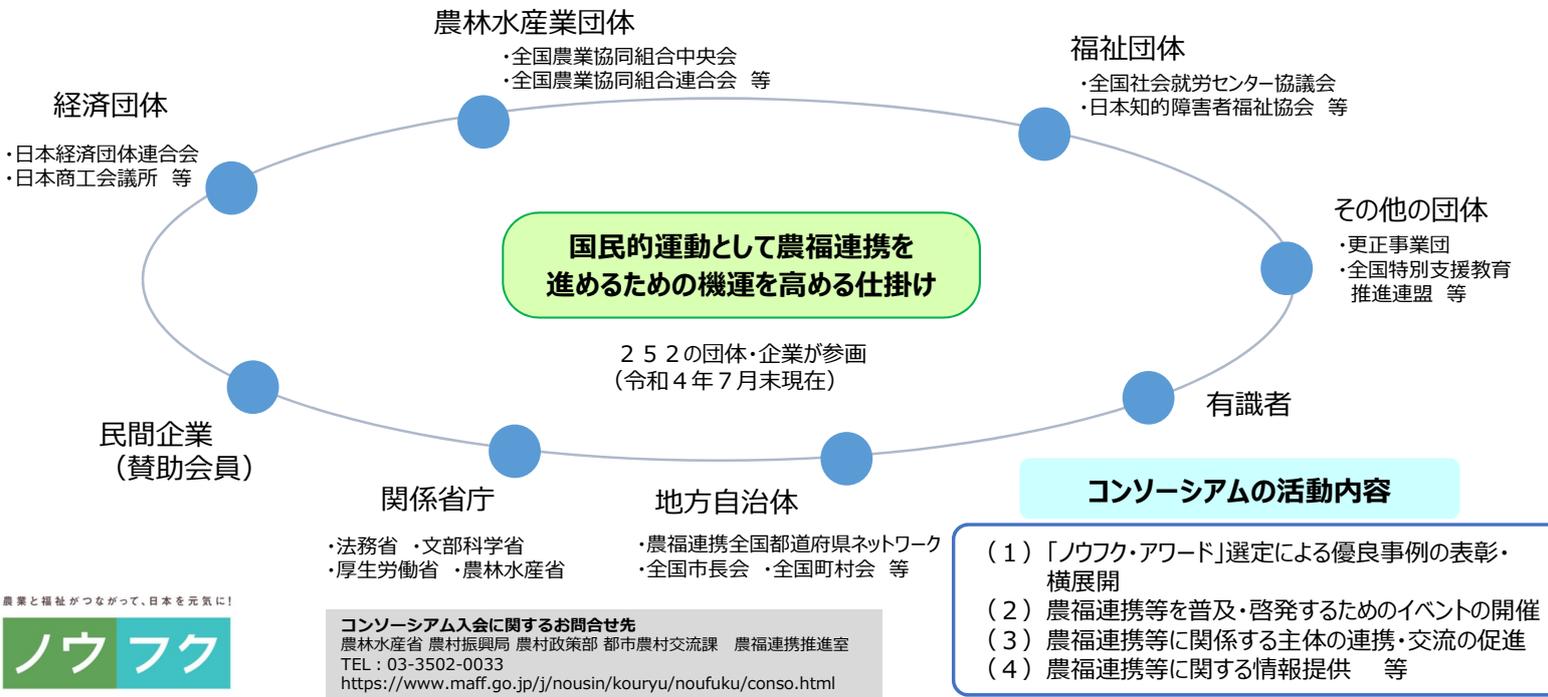
農福連携を支援する人材の育成

<p>都道府県支援事業</p> <p>農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバースする専門人材 (農福連携技術支援者) ※5、障害者就労施設等による農作業請負 (施設外就労) のマッチングを支援する人材 (施設外就労コーディネーター) 等の育成</p>	<p>事業実施期間：1年間 交付率等：定額 上限：500万円/年</p>
---	--

※5 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

- 国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援するコンソーシアムを設立。

農福連携等応援コンソーシアムの構成



農業と福祉がつながって、日本を元気に!



コンソーシアム入会に関するお問合せ先
 農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室
 TEL : 03-3502-0033
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/consou.html>

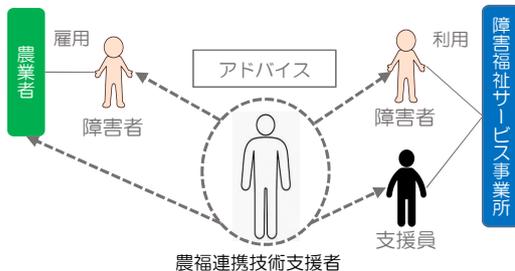
農福連携技術支援者の育成

- 令和元年6月に決定した農福連携等推進ビジョンにおいて、「農業版ジョブコーチの仕組みを**全国共通の枠組み**として構築し、専門人材を育成する」こととしており、令和2年度から、「**農福連携技術支援者育成研修**」（いわゆる「農業版ジョブコーチ育成研修」）を**全国共通の枠組み**として実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを**農林水産省が策定した基準プログラム**に準拠させることで、**都道府県が実施**することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。**認定された者は、「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」**として、現場において支援。

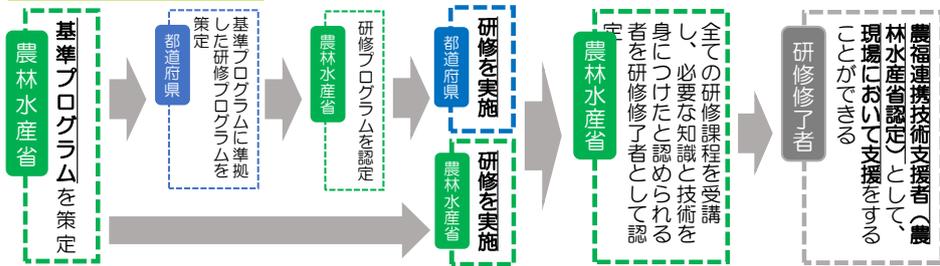
1. 育成する人材

農福連携技術支援者

- ① 農業者
 - ② 障害福祉サービス事業所の支援員
 - ③ 障害者本人
- の3者に対し、具体的に、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする人材。



2. 育成の枠組み



3. 基準プログラム

研修形式と期間

- (1) 座学講義 3日間程度
- (2) 演習・実地研修 4日間程度
- (3) 修了試験（農林水産省が作成）

カリキュラム

- ・ 障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・ 障害特性と職業的課題の基礎
- ・ 障害特性に対応した農作業支援技法
- ・ 農業者による農福連携の経営実務
- ・ 農作業における作業細分化・難易度評価の技法 など

4. 研修の受講者

受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

受講定員

各回につき20名程度



(ノウフク・アワード)

全国で農福連携に取り組んでいる団体・企業や個人を募集し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして表彰。

国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として開催。

令和2年度に初の開催となるノウフク・アワード2020を開催し、令和3年度は、ノウフク・アワード2021表彰式を令和4年3月に開催。

※ノウフク・アワード2021表彰式動画URL：

<https://youtu.be/aWIHjM3IbRk>



(ノウフク・マルシェ)

農福連携に取り組んでいる地域の農産物及びノウフクJAS商品を販売。

全国の農福連携の取組や商品のすばらしさを多くの人に知ってもらうとともに、農業で活躍する障害者の皆さんを応援することを目的として開催。

開催日：令和2年11月6日（金）

場所：二子玉川ライズ ガレリア



障害者が生産行程に携わった食品のJAS（ノウフクJAS）

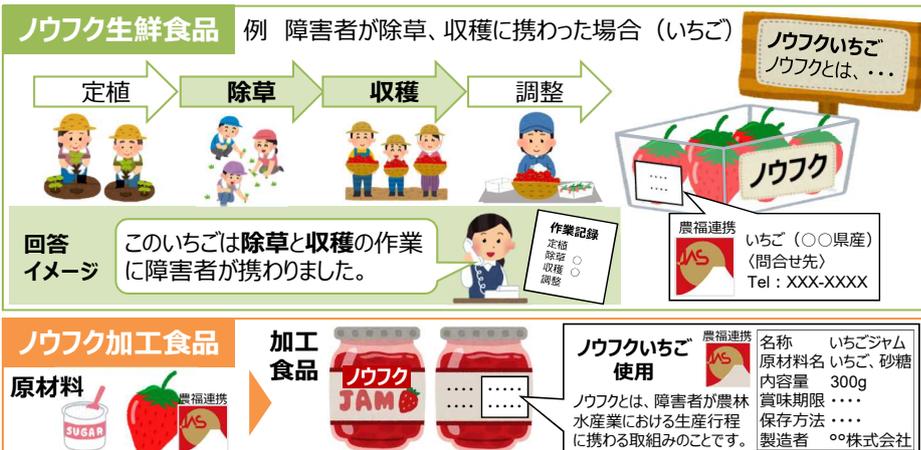
36事業者が
認証取得済み
(令和4年7月)

16

- 農業分野での障害者就労の支援、農業の担い手不足や障害者の就労先不足など農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携（ノウフク）」の取組が推進される一方で、ノウフクの取組が広く認知されていない状況。
- 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の生産方法及び表示の基準を規格化することにより、次の効果が期待。
 - ① 障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を望む購買層に訴求することが可能に。
 - ② 「農福連携（ノウフク）」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールに。

規格等の内容

- 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- 障害者が携わった生産行程の情報提供
- 加工食品において使用する原材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方法及び内容



農村型地域運営組織（農村RMO）の形成

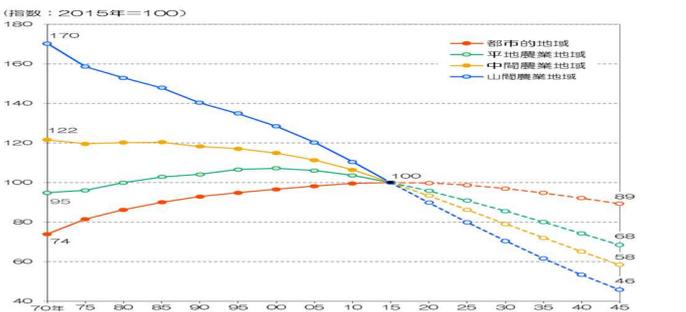


MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

中山間地域の人口減少と農業集落の状況

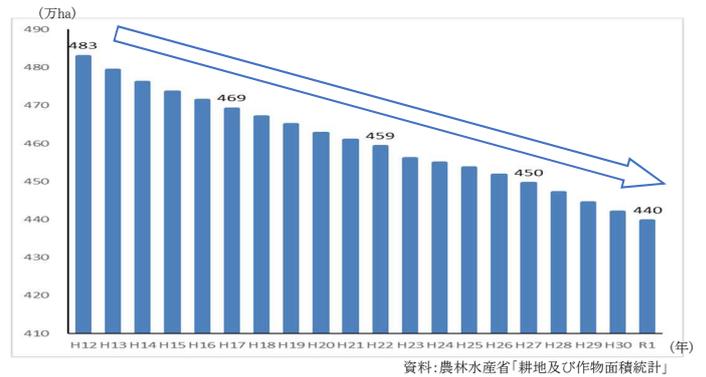
○ 条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下。今後の人口動態を踏まえると、中山間地域での集落活動実施率は更に低下し、食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が生じる恐れ。

【農業地域類型別の人口推移と将来予測】



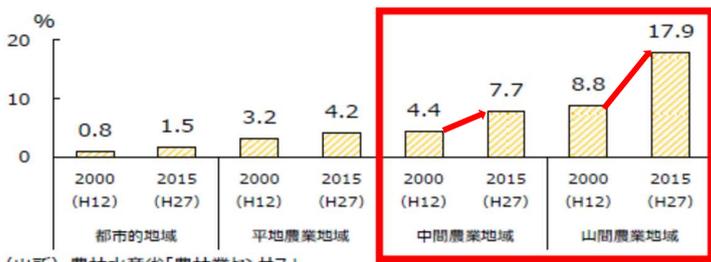
資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2019年8月）
注1）国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
2）農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

【耕地面積の推移】



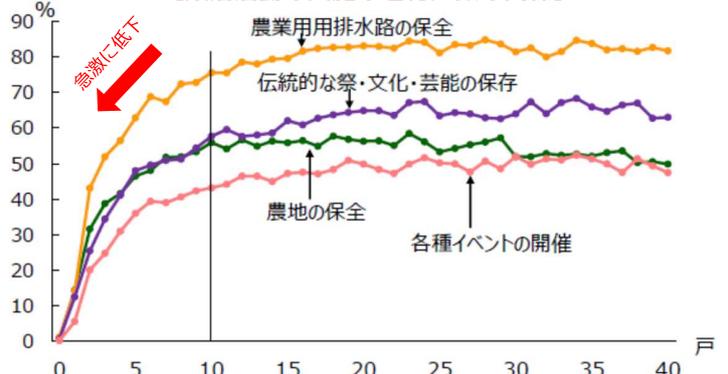
資料：農林水産省「耕地及び作物面積統計」

【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



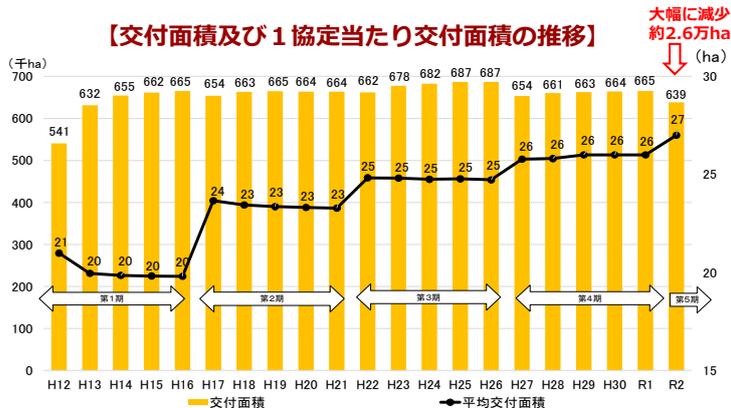
(出所) 農林水産省「農林業センサス」

【集落活動の実施率と総戸数の関係】



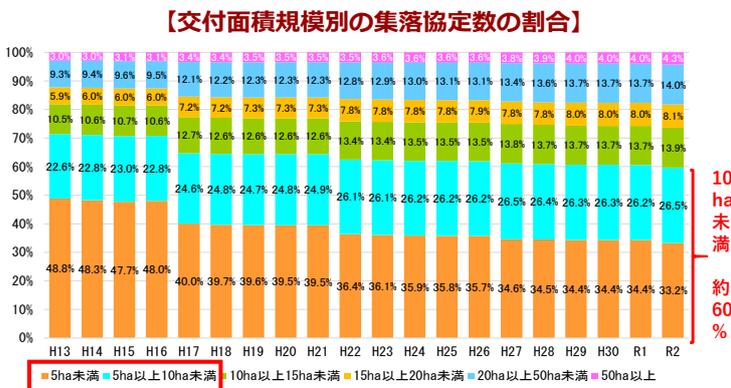
(出所) 農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015農林業センサスの総合分析-」（平成30（2018）年12月）

- 令和2年度の交付面積は、小規模協定の廃止により前年から約2万6千ha減少。
 - 廃止協定の殆どは10ha未満で、廃止理由は“高齢化・担い手不足”、“リーダー不在”
 - 協定の広域化により1協定あたり交付面積は増加したが、未だ10ha未満の小規模協定も6割存在。
- 今後、小規模集落は更に弱体化 → 地域全体で農地を維持管理する仕組みづくりが必要。

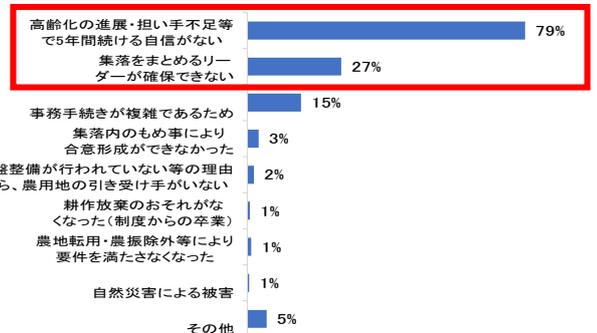


【交付面積規模別集落協定数及び増減内容】

	計	5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上50ha未満	50ha以上100ha未満	100ha以上
R1年度	25,454	8,759	6,670	3,487	2,043	2,048	1,442	683	322
R2年度	23,421	7,785	6,207	3,257	1,897	1,932	1,343	677	323
協定数増減の要因	▲2,033	▲974	▲463	▲230	▲146	▲116	▲99	▲6	1
前年度比	92.0%	88.9%	93.1%	93.4%	92.9%	94.3%	93.1%	99.1%	100.3%
廃止協定	▲1,996	▲1,281	▲443	▲153	▲53	▲34	▲22	▲6	▲4
新設協定	543	228	132	68	36	42	23	11	3
統合協定	▲695	▲439	▲177	▲65	▲32	▲17	5	18	12
その他	115	518	25	▲80	▲97	▲107	▲105	▲29	▲10

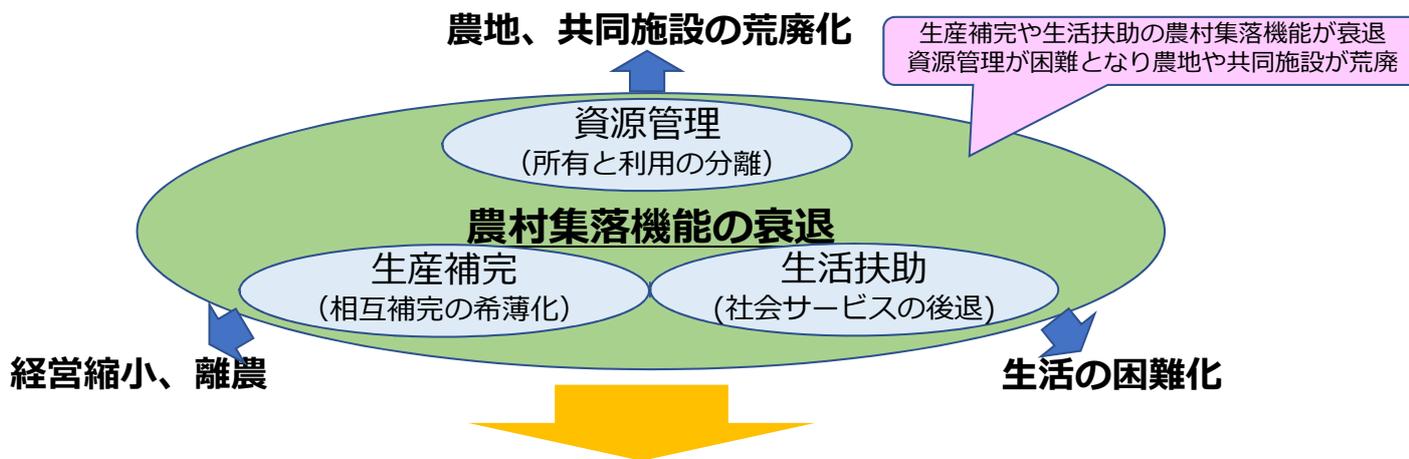


【集落協定を廃止した理由（R2年度）】



農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、**地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て）など集落維持に必要な機能が弱体化。**
- 農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、**地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。**



3つの集落機能を補完する地域運営組織（RMO）が必要

地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、
地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

RMO: Region Management Organizationの略

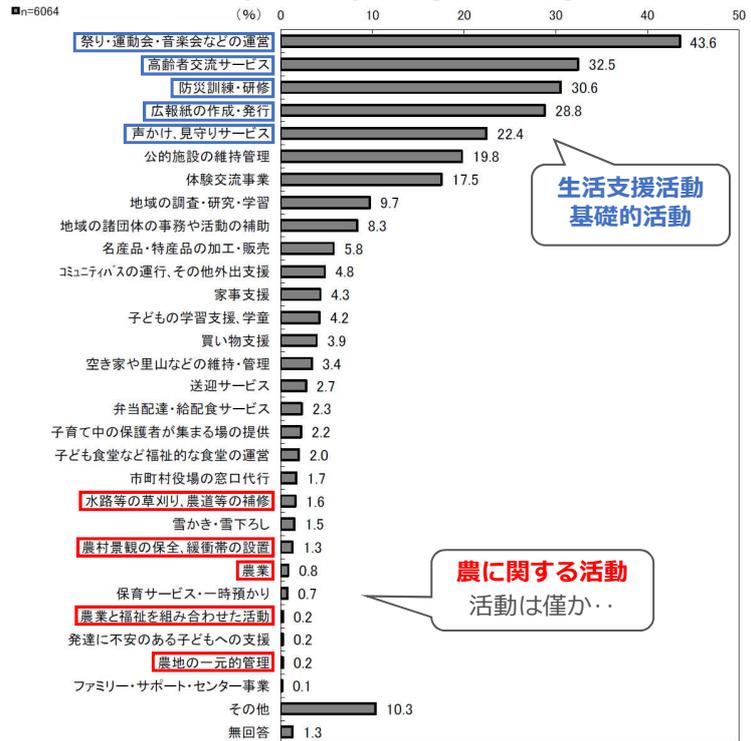
(例) ○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する**地域運営組織（RMO）の形成数は増加**。一方、**農に関する活動は僅か**。
- 市町村の**一般行政職員数は、17年間で11.2%減少**。特に**農林水産担当は27.6%**と減少幅が大きい。

地域運営組織の形成数



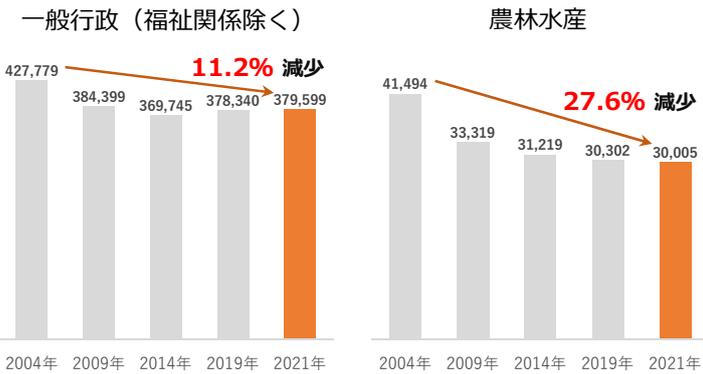
実施している活動のうち、
主要な活動であると考えているもの



生活支援活動
基礎的活動

農に関する活動
活動は僅か

市町村職員数の推移



出典：総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。
(一部事務管理組合の職員を除いている)

出典：総務省「地域運営組織の実態把握調査」
(1,706 市区町村 (回収率 98.7%)、個票：6,064 組織)

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

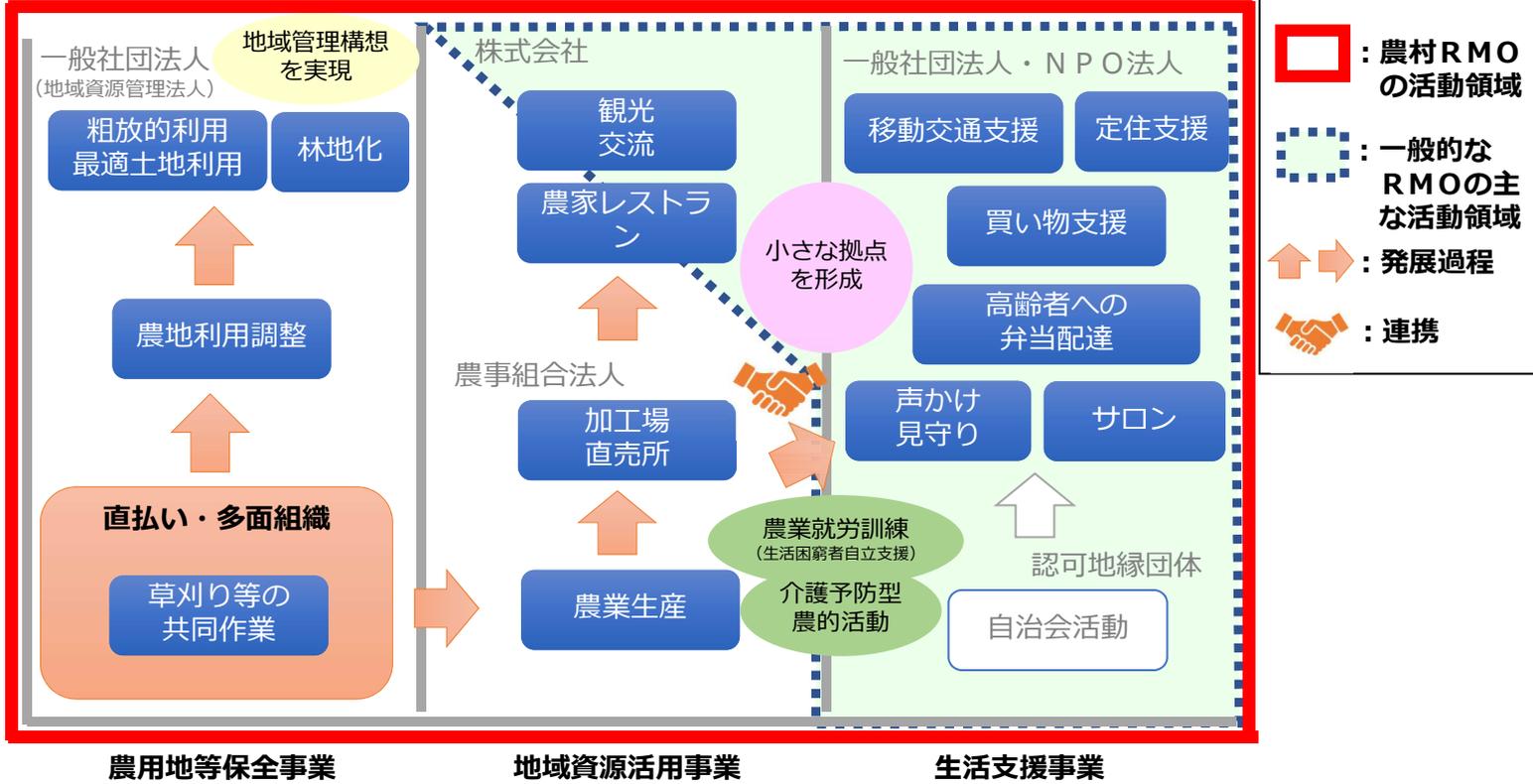


中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

○ 農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。

持続的で秩序ある土地利用の推進 (良好な農村空間の形成) → 地域の雇用創出、所得向上 域内経済循環の促進 → 地域における生活基盤の維持 人口流出防止、定住移住促進



農村RMO形成のアプローチ

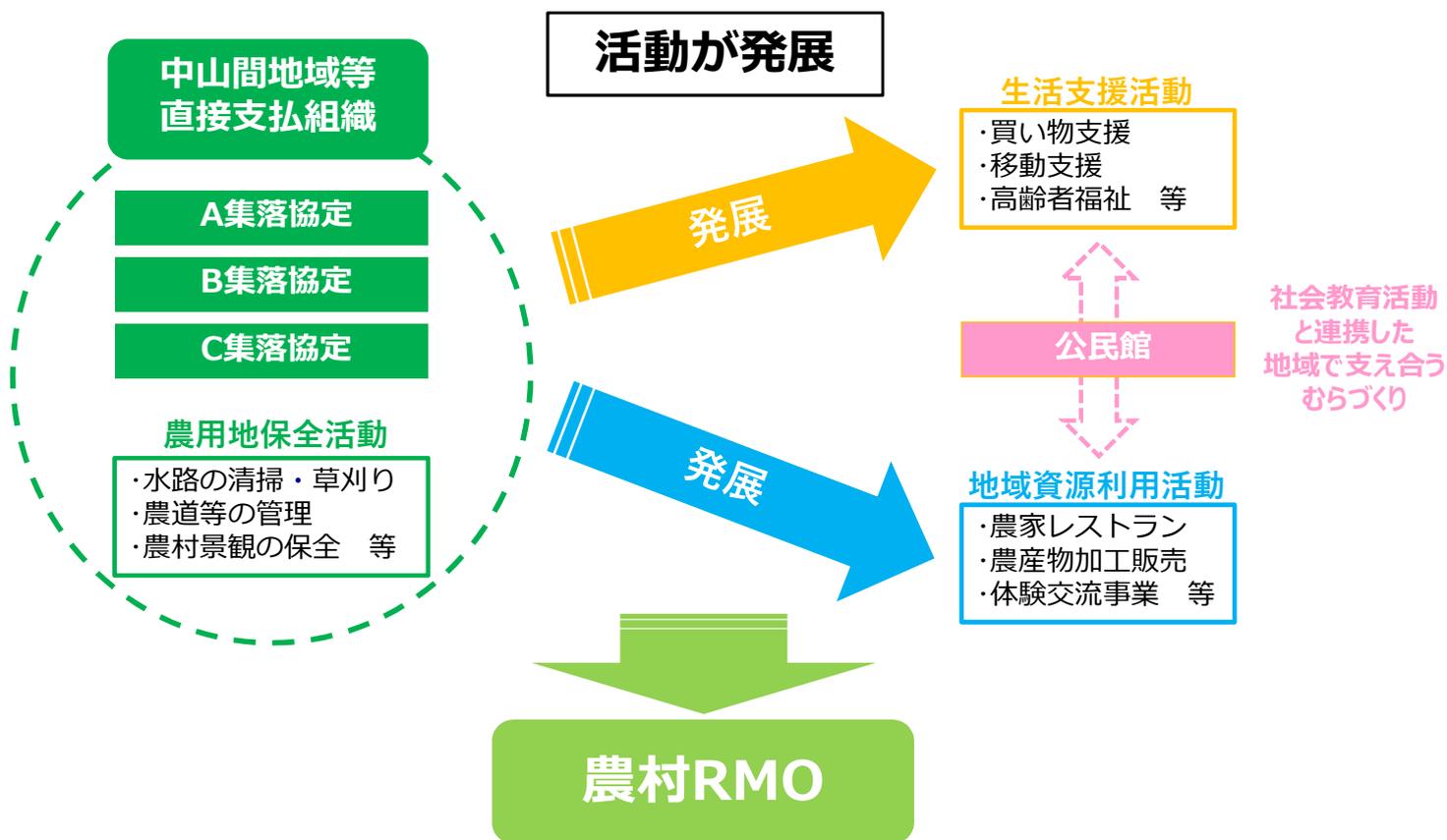
パターン ①

中山間地域等直接支払の集落協定が、地域の組織にアプローチすることで農村RMOに発展



パターン ②

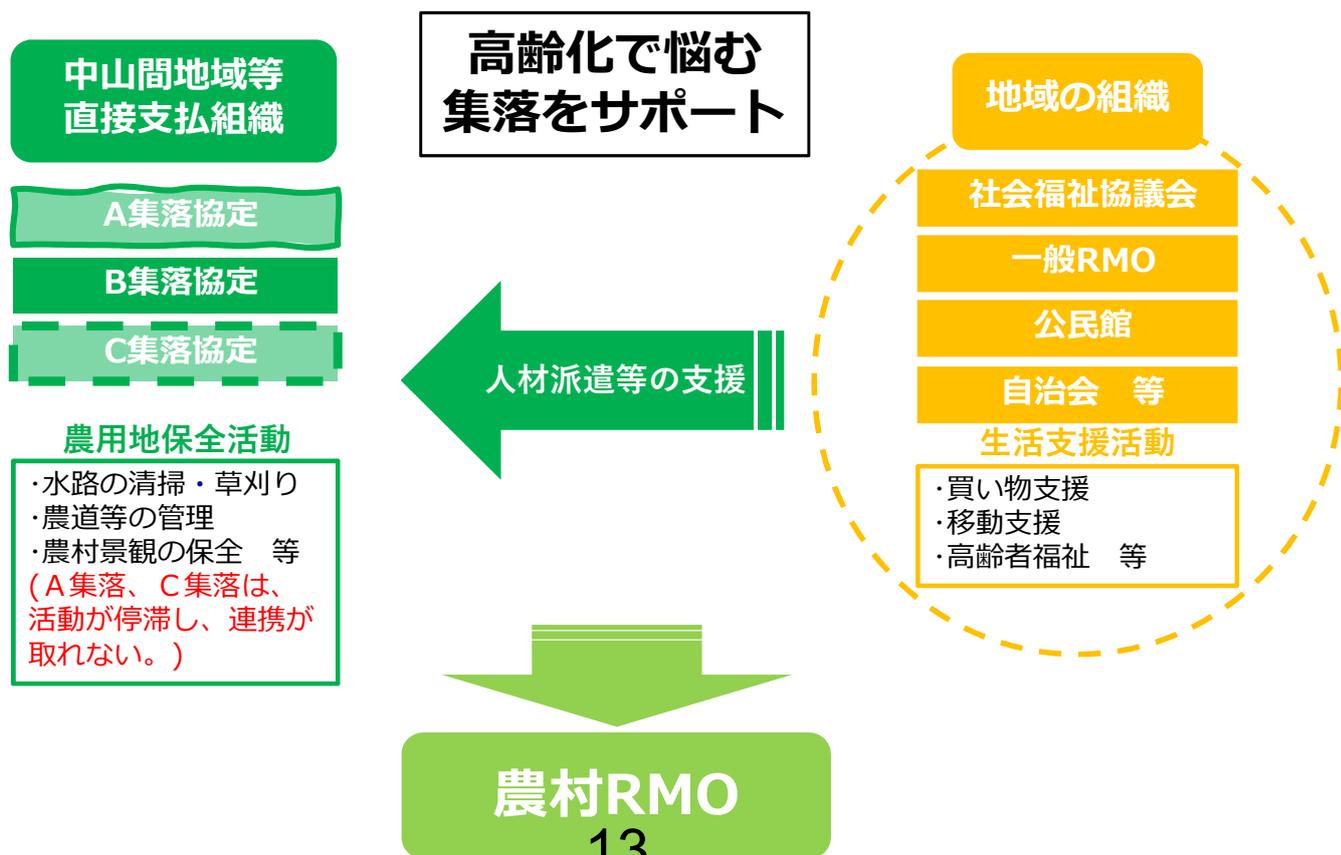
中山間地域等直接支払の集落協定が、活動内容を発展させ、農村RMOに発展



農村RMO形成のアプローチ

パターン ③

地域の組織が、中山間地域等直接支払の集落協定にアプローチすることで農村RMOに発展



○地域の将来ビジョンの策定

ビジョン

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主体的な参画による、**地域の現状把握と将来ビジョンの策定**

(取組の例)

- ① 農業就業人口等の現状把握、人口の安定化のための目標の検討
- ② ワークショップ(話し合い)を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・福祉・子育て等各団体の関係性を見る化し、**地域運営の強み・弱みを整理**
- ③ 農用地保全、地域資源活用、生活支援について、取り組むべき活動と目指す姿=「**将来ビジョン**」を策定
- ④ 市町村等との連携した**実施体制のもとでプランを実践**

ワークショップを通じて地域の強み・弱みを整理

ビジョンの策定

将来
ビジョン

ビジョンを
実践



○持続的な土地利用計画の実践

農地

地域ぐるみの話し合いを通じ、林地化や粗放的利用も含めた**持続的な土地利用計画**を策定して実践

(取組の例)

- ① 維持困難な農地について、非農家も含めた**ワークショップを実施し、林地化、鳥獣緩衝帯、放牧、景観・蜜源・緑肥作物等の粗放的利用**を含めた**持続的な土地利用計画**を策定
- ② ①で策定した計画に基づき、**実証活動を実施**

土地利用計画の策定



植林



景観作物



放牧



蜜源(ハチミツ)



○スモール・ビジネスの起業

しごと

地域資源を活用して、規模は小さくとも**外貨を獲得するための事業計画**を策定して実践

(取組の例)

- ① スモール・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地元企業等で**ワークショップ(話し合い)を実施**
- ② 経営戦略や収支に係る**事業計画を策定**
- ③ **実施体制**を構築の上で**実証事業**を行い、事業の本格化につなげる

活用可能な地域資源の発掘

事業計画の作成

事業
計画

実証事業
・商品化
・試験の実施



○スマート定住構想の実践

くらし

ICTを最大限活用して、**定住条件を強化するための総合的な活動計画**を策定して実践

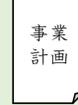
(取組の例)

- ① **先進地視察、ワークショップ**を通じて、**定住のための課題・ニーズの把握**
- ② 買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、**ICTを活用したシステム開発など活動計画を策定**
- ③ 協議会等の**実施体制を構築**し、事業計画に基づく**実証活動を実施**

定住のための課題・ニーズ把握



事業計画の策定



実証事業
・システム開発
・トライアル実施

農用地保全及び地域資源活用と一体的に実施する生活支援活動の例

○高齢者でも栽培管理しやすい作物の導入による農用地保全

高齢者の生き生きとした暮らしのため、**農用地保全の機会の提案、高齢者でも栽培・管理しやすい作物の試験栽培を行う。**



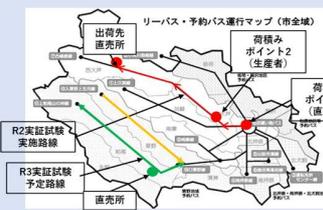
高齢者が活動する農園の看板



高齢者の農業活動風景

○バスの活用による高齢農家の農産物出荷

高齢化により出荷困難となった農業者の農産物をバスなどを活用して**出荷することを試行し、農産物出荷が可能になり、農業が持続可能になる。**



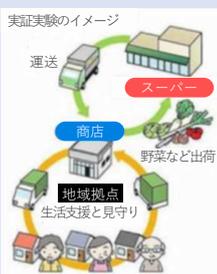
ルートの検討



バスを活用して野菜を出荷

○農産物集出荷と買い物支援との複合

農産物の集出荷と買い物支援の宅配サービスとの組み合わせを**実証**し、単体では成立しにくい事業について、**複合的なサービスを導入。**



農産物集出荷と買い物支援との複合



高齢者への買い物支援

○生産・消費のデータ分析により需要に応じた生産への切り替え、子ども食堂・高齢者施設における農産物の販路拡大等

地域内の**生産者・消費者の状況を調査し、需要と生産を見える化し、消費者ニーズを分析や生産データを分析することで、高齢者施設や子ども食堂の需要開拓や生産者の生産計画に反映。**



POSデータ等の
調査・分析



データを踏まえた
生産への反映



子ども食堂・高齢者
施設での活用等

福祉との連携

一般介護予防事業の活用した高齢者の農的活動事例の充実（厚生労働省） 30

- 地域介護予防活動支援事業では、65才以上の高齢者の介護予防活動を支援しており、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的とした農的活動への支援が可能。
- 高齢者の農的活動において、農作業の指導、農園の管理等を農村RMOが受け皿となって実施・調整することが期待できる。

◆ 農的活動の事例（高知県香美市）

介護予防型農的活動

社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」 ～厚生労働省 一般介護予防事業の活用～

- 2013年より介護予防対策として男性も参加しやすいメニューとして農的活動を実施。
- 市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画（1区画5×6m）に分け、農業経験のない定年退職者が、通年で栽培。（28人（うち男性12人）が登録し、60歳代、70歳代、80歳代が参加）
- 地域の農家が月2回指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ4人が、交代で対応や菜園管理を実施。
- 月曜～土曜8：30～17：00の間は、自由に出入りができ、生産や収穫をすることが可能（ただし農産物販売は禁止）。
- 一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターからニートや引きこもり者5名ほどが参加。また参加者の一部が独立し、農業生産と販売を開始。

効果

- 福祉側 介護予防/交流機会創出/
新たな人間関係創出/
コミュニケーションが活発化
- 農業側 農地保全/新たな担い手創出

ポイント

- 総合事業の一般介護予防事業・地域介護予防活動支援事業で実施
- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる

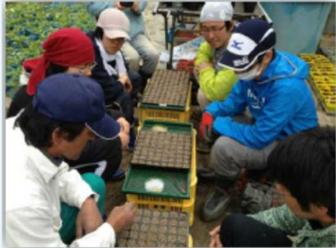


生活困窮者等の就農訓練（厚生労働省）

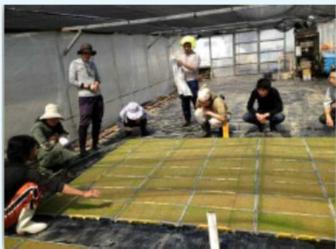
- 都市側の失業者や生活困窮者などの就農訓練を農村RMOが受け皿となって実施・調整することが期待できる。
- 大阪府豊中市では、府の交付金を活用し、高知県土佐町等の農業法人の協力を得て、参加者の事前研修・現地支援などの業務を大阪市の株式会社FPI（農業塾等を運営する会社）等に委託し、農業法人において研修を行っている。
- 参加者の中には、フリーター・求職者のほか、ニート・引きこもりなどがいる。

◆ 農業就労訓練の事例（大阪府豊中市と高知県土佐町との連携）

農業就労訓練



野菜種子播種作業研修



水稲育苗作業研修

未来創造企業 株式会社FPI
 （大阪府豊中市からの委託を受け就労支援）



JA土佐れいほく出資の農業法人
 株式会社れいほく未来
 （3週間の農業体験研修を実施）

経緯

セクターとして設置した産直販売店が大阪府豊中市にあり、同市と同町が交流。
 ○ 若者就労支援と田舎暮らしでの農業体験研修生の受け入れ機関として協力。

取組内容

- 土佐町の農業インターンシップ事業の連携事業体として、農作業体験受入、長期の農業研修の指導。
- 同町の農業体験イベントでは、田植えの体験や農作業の指導、循環型と環境保全型農業の農産物をPRし販売。
- 「土佐あかうし」の飼養、飼料用作物の生産、農作業受託、中山間地域等直接支払制度の農業者サポート。

効果

- 移住者は、農業インターンシップ事業から5名、農業体験イベントから2名。
- 農業研修を現在受けている方のうち4名が自社で雇用就農を希望。
- 参加者には、複数回同町に訪れる方もおり、農業及び地域振興に寄与。

生活支援コーディネーター（SC）との連携、SC協議体への参画（厚生労働省）

- 中山間地域において、複数集落を補完する農村RMOの地域マネージャー（RMG）が、市町村圏域のSCと連携やSC協議体へ参画することで、中山間地域の生活支援ニーズ等を把握し、福祉と農業のマッチングも含めたきめ細かなサービスを提供。
- 特に人的資源が不足する地域では、生活支援コーディネーター養成研修の受講やSC協議体への参画等により、農村RMOの地域マネージャーを地域の中核的な人材として積極的に育成することも有効ではないか。

